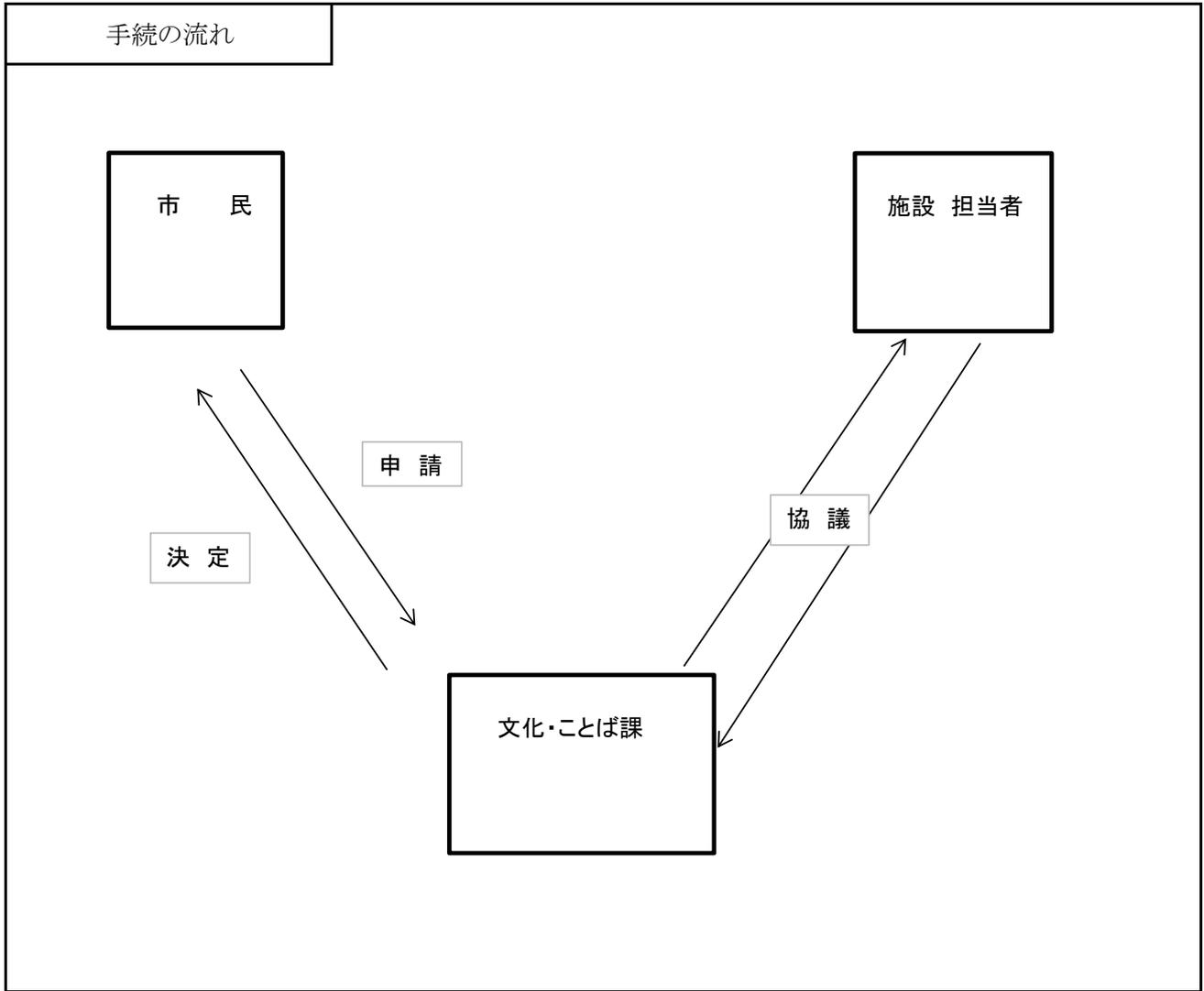


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 8

処 分 名	松山市北条市民会館の使用料の返還	
処 分 の 概 要	既納の使用料を返還をする。	
根 拠 法 令 名	松山市北条市民会館条例(平成16年条例第44号)	
条 項	第4条	
所 管 課	文化・ことば課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	10日	
標準処理期間	計	10日
判断基準	<p>松山市北条市民会館条例施行規則第8条第1項に該当する場合。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市北条市民会館条例 第4条 松山市民会館条例(昭和40年条例第9号)第3条から第6条まで、第8条及び第11条から第18条までの規定は、会館について準用する。</p> <p>松山市民会館条例 第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない理由に基づいて会館の使用を中止した場合に、市長が返還することを相当と認めた場合は、既納の使用料の全部または一部を返還することができる。</p> <p>●審査基準</p> <p>松山市北条市民会館条例施行規則 第8条 条例第4条で準用する松山市民会館条例第11条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及び還付額は、次のとおりとする。 (1) 災害その他使用者の責によらない理由により会館の使用ができなくなった場合 既納の使用料の全額 (2) 使用者が使用の日前7日までに使用の中止を届け出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき 既納の使用料の全額 (3) 使用者が使用の日前6日から使用の日の前日までの間に使用の中止を届け出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき 既納の使用料の50パーセント以内において市長が定める額</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。